

横浜都心部コミュニティサイクル社会実験 公募要領

1. 背景

横浜市は、「横浜都市交通計画」に位置づけられた自転車施策の推進と、「横浜市脱温暖化行動方針 CO-DO30」ロードマップの交通分野における脱温暖化に向けた先進的な取組として、横浜都心部においてコミュニティサイクルを段階的に導入していくことを検討しています。

近年、欧米では、高密度に無人の貸出拠点を配置し、短時間の利用は無料など低料金で利用可能な、先進的なコミュニティサイクルが拡大しています。

このような海外のモデルの導入を検討してきましたが、日本と欧米諸国では、自転車を取り巻く文化、法律等が大幅に異なっているため、日本型システムの構築についても合わせて検討していく必要があります。

そこで、横浜市は、国土交通省などと協力し、わが国への導入に向けた、日本モデルの検討を行うための社会実験を行うこととし、これに協力する事業者を募集することとします。

2. 募集するコミュニティサイクルシステムの要件

募集するコミュニティサイクルのシステムは、基本的に以下の要件を満たすものとします。但し、以下の要件は本格実施時には満たす必要があるものであり、今回の実験に際しては、現状全ての要件を満たしていないものについても可とします。

(1) サービス内容

- ・サイクルポート（貸出拠点）をきめ細かに配置し、どのポートでも乗捨て可能とする。
- ・個人認証が簡単に行えるシステムとする。
- ・短時間利用の場合は安価な価格設定とする。（例えば 30 分以内の利用料金は無料とするなど）
- ・長時間の連続利用は利用料金を割高とするなどにより、短時間で必ずサイクルポートへ返却し、路上への放置を抑止するようなシステムとする。
- ・配置している自転車に偏りが発生した場合には、配置台数を平準化するために自転車の再配置作業を行う。
- ・自転車の配置台数、空き返却ポートの数などの情報をインターネットや携帯電話等で配信が可能なものとする。
- ・自転車は操作性、安全性、耐久性に優れたものとする。
- ・自転車やサイクルポート設備のデザインは、地域の景観と融合した、美しいものとする。

(2) 運営方法

- ・民間での事業化が可能であり、かつ、基本的に税に頼ることなく長期間サービスの持続が可能なビジネスモデルを前提とする。（優れたシステムでも、事業費がかかりすぎるなど、実現性の低いと思われるものは不可とする）

(3) その他留意事項

- ・交通安全に配慮し、事故が起きた場合の対応方法を明確にすること。
- ・利用料金収受の際のトラブルなど、各種想定されるトラブルの対応方法を明確にすること。

3. 社会実験の前提条件

上記の要件に加え、今回の実験については、以下の条件で行うものとする。

- ・自転車台数は100台を基本とする。
- ・貸出拠点は別添資料に記載の10箇所を基本とし、1箇所あたり10台程度の自転車を配置する。
- ・貸出拠点とは別に、実験実施本部（バックヤード）を準備するので、運営本部の設置、自転車の修理等はそこで行うこと。
- ・実験期間は10月から12月の間で、1事業者15日間程度とする。
- ・実験実施時間は10:00～18:00とする。
- ・利用者から利用料金を徴収することを基本とする。徴収金額は特に定めない。
- ・屋外広告の掲出は認めない。（自転車への広告も不可）
- ・利用者登録時に得た個人情報については、「個人情報保護法」、「横浜市個人情報保護条例」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守し、適正に業務を履行すること。
- ・損害保険には各実験実施者が加入するものとする。
- ・実験によって得たデータ等は基本的に全て横浜市へ報告するものとする。

4. 社会実験における費用負担

以下の費用については申込者が負担するものとする。

- ①実験に必要な機材（自転車、貸出機、自転車ラック、自転車運搬車、管理システム等）
- ②ポート設備設置、撤去費用
- ③損害保険加入費用
- ④実験実施時の現地スタッフ配置費用
- ⑤社会実験調査（全体の調査とは別に、事業者として独自に調査したい項目がある場合）
- ⑥その他実験運営に際し必要な経費

5. 社会実験の協力事業者の選定

(1) 選定方法

応募された協力事業者の選定は、公募期間終了後、横浜市により審査・選定をします。

(2) 選定基準

選定は、応募された内容について以下の項目を中心に総合的に判断をすることとします。

- ・実験期間中および、本格実施した場合にも十分な利用者が見込める計画であること。
- ・システム等が先進的で便利なものであること。
- ・デザインが優れていること。
- ・実現可能性が見込め、長期的な継続が見込める計画であること。

選定結果については、横浜市から応募者に通知します。

(3) 選定事業者数について

今回の実験については、優れた応募内容のものが多数あった場合には、最大で3事業者を選定する予定です。複数の事業者が選定された場合には、実験期間中、順番に実験を行うこととします。

6. 社会実験のスケジュール

平成 21 年 8 月 11 日～8 月 31 日	応募受付期間
平成 21 年 9 月上旬	応募者によるプレゼンテーション 審査、実験協力事業者の決定、事務手続き
平成 21 年 10 月以降	社会実験の実施
平成 22 年 3 月	社会実験結果の取りまとめ、結果発表

7. 社会実験の応募について

(1) 社会実験の応募者

社会実験には、公益法人、営利法人、特定非営利活動法人等の法人のほか、委員会や協議会等の団体でも応募可能とします。また、法人については、1 事業者に限らず、複数事業者の連合体での応募も可能とします。但し、その場合は、代表となる法人からの応募とします。

(2) 社会実験の応募方法

① 応募手続

応募者は、以下の応募書類及びその電子媒体各 1 部を下記の担当部署に郵送で提出して下さい。

- 【1】 応募申請書・・・【様式 1】
- 【2】 応募者の概要・・・【様式 2】
- 【3】 社会実験計画・・・【様式 3】
- 【4】 その他プレゼン資料（様式 1～3 に記載しきれない内容については、適宜資料を作成してください。）

② ご質問・お問い合わせ

ご不明な点は下記まで遠慮なくお問い合わせください（お問い合わせはできるだけ電子メールにてお願いいたします）。

なお、ご質問の受付は平成21年8月18日（火）までとし、募集条件等に関わる重要な事項に関しては、公平を期すためホームページにて公表させていただきます。

【応募書類送付先】

〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市役所 都市整備局都市交通課 企画担当 浦田、^{しぎょう}執行

【締切】

平成21年8月31日（月）（消印有効）

【ご質問・お問い合わせ先】

横浜市役所 都市整備局都市交通課 企画担当 浦田（E-mail:yo00-urata@city.yokohama.jp）

執行（E-mail:hi00-shigiyou@city.yokohama.jp）

TEL:045-671-3512